

独立行政法人労働者健康福祉機構 平成20年度計画

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条第1項の規定により、平成16年4月1日付けをもって厚生労働大臣の認可を受けた独立行政法人労働者健康福祉機構中期計画に基づき、同法第31条の定めるところにより、次のとおり、平成20年度の年度計画を定める。

平成20年3月31日

独立行政法人労働者健康福祉機構理事長 伊藤 庄平

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 機構の組織・運営体制の見直し

機構の運営業務を効率的かつ効果的に実施するため、次のとおり取り組む。

- (1) 本部役職員と施設の管理者間の施設運営に関する協議、施設の経営分析に基づく指導の充実に併せ、平成20年度の診療報酬改定に的確に対応するとともに、経営方針について、職員アンケート結果に基づいた職員への浸透度のフォローアップやバランス・スコアカードの活用により経営方針と各職種の業務を密接にリンクさせることで全職種における理解度の向上に努める。

また、病院毎の財務分析等の機能を強化するため、平成18年度に労災病院の事務局組織を見直し新たに設置した経営企画課の機能の一層の向上を図る。

さらに、収支相償の達成を図るため、本部に設置している経営改善推進会議において各労災病院の運営計画達成状況のフォローアップを行うとともに、これに基づく経営指導・支援を行う。

- (2) 施設の業務目標、部門の業務目標の達成を確実なものとするため、平成18年度に導入した管理職の個人別役割確認制度を活用して、PDCAによるマネジメントを徹底する。

また、平成19年度に実施した施設業務実績を反映した勤勉手当の支給を継続するとともに、当該制度の検証を行い、組織全体の効率化、活性化に向けた改善を引き続き行う。

2 一般管理費・事業費等の効率化

- (1) 一般管理費（退職手当を除く）については、業務委託の推進等人件費の抑制、節電・節水による省資源・省エネルギーなど日常的な経費節減、契約形態の抜本的な見直しを行うことで競争入札の積極的な実施等に努め、平成15年度を起点とした15%削減の達成に向けて取組を推進する。

また、事業費（労災病院、医療リハビリセンター及び総合せき損センター

を除く。)については、平成15年度を起点として既に5%削減目標を達成しているものの、物品の統一化を図ることによる物品調達コストの縮減並びに業務委託契約及び保守契約内容の見直し等により引き続き削減に努める。

(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、市場価格調査の積極的な実施による物品調達コストの縮減等により、その費用のうち運営費交付金の割合の低下に努める。

なお、こうした努力にもかかわらず、平成20年度に実施される診療報酬改定を含む医療制度改革等の影響がある場合にあっても、当該交付金の割合を平成15年度を起点として5%程度縮減できるよう、増収、支出削減対策の取組を計画的に推進する。

(3) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)を踏まえるとともに、医療の質や安全の確保、医療制度改革の動向に即した経営基盤の確立等を見据え、収支相償(損益均衡)に向けた計画的取組にも留意しつつ人件費の適正化を行う。

併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえた所要の対応を引き続き行うこととする。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 業績評価の実施、事業実績の公表等

(1) 業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の運営方針に反映させるとともに、内部業績評価制度による業務改善の効果について検証しつつ、制度の定着を図る。

また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度運営方針に対する事前評価を実施し、その結果を業務運営に反映する。

なお、業績評価の結果については、ホームページ等で公表する。

(2) 業務の透明性を高めるため、決算終了後速やかに業務実績をホームページ等で公開するとともに、業務内容の充実を図るため、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営へ反映させる。

2 療養施設の運営業務

(1) 勤労者医療の中核的役割の推進

勤労者医療の中核的役割を推進するため、労災疾病研究センターにおいて行う臨床研究、勤労者予防医療センターにおいて行う予防活動及び勤労者医療の地域支援の推進を図るため設置する地域医療連携室において行う地域支援の各機能を集約した勤労者医療総合センターでは、労災疾病等に係る研究・

開発の成果を社会的資源として生かすため、次のとおり取り組む。

なお、アスベスト問題に対しては、アスベスト関連疾患のモデル医療に関する研究開発等を重点的に行っているアスベスト関連疾患研究センターとともに、労災病院内に設置したアスベスト疾患センターにおいて、診断・治療、アスベスト関連疾患症例の集積に係るデータベースの運用及びアスベスト関連疾患診断技術の普及を図るための各種研修を実施する。

さらに、行政機関や研究機関等の関係機関が実施する研究への協力や検討会等への参加を通じて、引き続きさまざまな形でアスベスト問題に取り組む。

① 労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進

労災疾病に係る研究・開発及びその成果の普及の推進を図ることとされている各労災疾病研究センターにおいて、平成20年度は、13分野全てについて、平成19年度までに研究開発計画に基づいて開発等を行った成果の普及活動を最優先課題として、次のような取組を行う。

なお、普及事業と併せて、引き続き研究・開発を実施することが研究・開発の成果を社会的資源として生かす上で有用と認められる研究テーマについては、必要な研究・開発を継続することとする。

ア 「労災疾病等研究・開発、普及ネットワーク」を活用して、全労災病院から収集した研究・開発に必要な臨床データに基づき必要な分析等を行い、最終報告書を作成する。

また、機構本部においては、研究に係る的確な進行管理及び支援活動に取り組む。

イ 研究開発されたモデル医療等の円滑な普及を図るため、次のような取組を行う。

モデル医療等の普及活動は、「労災疾病等13分野医学研究開発成果普及計画検討委員会」において検討・策定した「労災疾病等13分野医学研究開発成果普及事業実施要領」及び、分野ごとに策定した普及計画に基づき、効果的、効率的に推進する。

また、普及事業については、機構本部と各労災疾病研究センターが連携を図りながら、次のとおり実施する。

◇具体的な手法

- ・学会発表、学術論文等による公表
- ・労災指定医療機関医師、産業医、事業者、労働衛生管理者、勤労者等を対象とした研修会及び講習会の実施
- ・出版物、ホームページ等の方法による情報提供
- ・リーフレット、DVD、マニュアル等の作成・配布
- ・マスコミ等発表

◇産業保健推進センターとの連携

各都道府県産業保健推進センターと綿密な連携を図り、研修会の開催、産業医等に対する研究成果の周知・広報等を積極的に推進する。

◇関係団体との連携

必要に応じて都道府県労働局、都道府県医師会・郡市区医師会、財団法人労災保険情報センター、国内外の関係研究機関等の外部関係機関と連携を図る。

- i ホームページ等情報提供に関すること
 - (i) これまでの研究開発を通じて得られた知見をホームページに掲載し、最新情報の発信に努める。
 - (ii) これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、既存のデータ・ベース（ホームページ）と併せてアクセス件数10万件以上を得る。
- ii 労災病院の医師等に対してモデル医療等に係る指導医育成の教育研修として、次の取組を引き続き実施する。
 - (i) 振動障害分野について、労災病院の担当医を対象として、振動障害検査機器（FSBP%）の取扱に係る実技研修及び振動感覚閾値検査に係る実技研修を行う。
 - (ii) 粉じん等による呼吸器疾患分野については、厚生労働省の委託事業である既存の研修に加え、機構独自の取組として、産業医等を対象としたじん肺研修事業を実施する。
- ウ 各研究開発計画の事後評価を行うため、外部委員を含む業績評価委員会医学研究評価部会を開催し、研究開発計画の達成度等に係る総括的な評価を実施する。

また、研究分野ごとの普及計画の実施状況については、機構内に設置した「労災疾病等13分野医学研究開発成果普及計画検討委員会」による検証を行う他、医学研究評価部会の外部委員等に対し専門的見地からも意見を伺い、普及活動に反映させる。

② 勤労者に対する過労死予防等の推進

勤労者の健康確保を図るための勤労者予防医療センターにおける取組については、平成19年度において、勤労者の過労死予防対策の指導及びメンタルヘルス不全予防対策並びに勤労女性に対する生活指導に係る中期目標上の数値目標をすべて達成したことから、機構において新たな数値目標を過去の実績を踏まえ以下のとおり定め、積極的な予防医療活動を展開する。

勤労者の過労死予防対策の指導を延べ14万8千人以上、メンタルヘル

ス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万8千人以上、勤労女性に対する生活指導を延べ3千7百人以上実施する。また、利用者満足度調査についても引き続き実施し、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。

なお、これらの数値目標を達成するため、次のような取組を行う。

ア 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を促進するとともに、予防関連学会や各種協会が実施するスキルアップ研修に参加して最新の予防法を情報収集する等、指導・相談業務等に活用する。さらに、各事業において得られた指導方法についての好事例等を各種学会等で発表するなどして情報交換を行うことにより指導の質の向上を図るとともに保健指導を行う医師、保健師等に対する能力向上のための研修等を積極的に実施する。また、業務指導を実施し適切な事業が行われているか検証するとともに好事例の収集等を行い各施設にフィードバックする。

イ 勤労者等の利便性の向上を図るため、利用しやすい指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮した事業を展開すると共に、企業への出張講習等についても、時間、利便性を考慮した積極的な事業を展開する。

ウ 利用者の満足度調査と併せて、企業の事業主を対象とした勤労者の健康保持増進に関するニーズ調査について、本年度も調査内容を吟味した上で実施する。得られた結果について評価、分析し企業のニーズに即した事業展開を行う。

また、平成18年度から平成19年度の2ヵ年間で実施したメタボリックシンドロームに対する適切な生活指導を確立するための調査研究により得られた効果的な指導方法をもとに予防医療活動を実践する。

さらに、得られた成果については学会等において発表する。

③ 勤労者医療の地域支援の推進

地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった（役に立つ）旨の評価を70%以上得る。

ア 地域医療連携室において労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより40%以上の患者紹介率を確保する。

イ 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、1万5千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。

ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ2万5千件以上の受託検査を実施する。

エ ニーズ調査・満足度調査の結果を検討し、調査において出された意見を各労災病院の地域支援業務の改善に反映し、より高い評価が得られるよう努める。

④ 一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供

ア 13分野の疾病に関する高度・専門的医療を提供するとともに、提供する医療の質の向上を図るため、労災病院において次のような取組を行う。

i 労災疾病等13分野について、分野毎の臨床評価指標に係る集積した基礎データを各労災病院へフィードバックするとともに、基礎データと自院のデータとの比較により医療の質に関する自己評価を行う。

ii 労災看護専門学校において、勤労者医療の役割・機能を理解するため、職業性疾病に関する理解、メンタルヘルスマネジメント、災害看護等の講義（75時間4単位）を含むカリキュラムに基づき、勤労者医療を推進するために必要な知識や技術の習得のため、特色ある教育を行うとともに、勤労者の作業環境見学や勤労者医療を推進する労災病院における臨地実習を通じ、日常の看護実践を勤労者医療の視点も持って実践していくために必要な専門的知識を有する看護師を育成する。

iii 労災リハビリテーション工学センターにおいては、歩行訓練の工学的研究、麻痺患者に対する機能的電気刺激の応用研究に基づき義肢装具等を開発するとともに、その成果をリハビリテーションに活用する。

iv 高度・専門的医療を提供できる優秀な人材を確保するとともに資質の向上を図るため、次のとおり取り組む。

(i) 医師臨床研修指定病院においては、勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修プログラムに基づいて医師の臨床研修に積極的に取り組む。

また、労災病院の研修医募集ガイドブックの改定、研修医確保のための合同セミナーへの参加及び医師募集サイトへの求人情報の掲載を通じて優秀な研修医等の確保を図る。

労災病院の初期臨床研修医を対象とした集合研修や臨床研修指導医を対象とした指導医講習会を実施し、医師臨床研修の一層の充実強化に努めるとともに勤労者医療の周知を図る。

(ii) 看護師についても看護職員募集ガイドブックの作成、合同就職説明会への参加等、積極的な広報活動を図る。

また、優秀な看護師の確保、育成を図るため、新卒看護師の教育体制

の充実に努める。

- (iii) 研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、より効率的かつ効果的な専門研修内容及び研修カリキュラムの充実に繋げることとする。

また、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の実践状況と将来展望について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。

さらに、各施設においては、研修効果を上げるため集合研修参加者の受講後における伝達研修を行い、研修の実践と展開を図る。

- v 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、6万3千人以上の救急搬送患者を受け入れる。
- イ 良質で安全な医療を提供するため、次のとおり取り組むとともに、患者満足度調査を実施し、全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。
 - i 良質な医療を提供するため、準備の整った病院から順次、日本医療機能評価機構等の病院機能評価を受審するとともに更新時期を迎えた施設においては再受審する。
 - ii チーム医療の推進、患者に分かりやすい医療の提供や医療の標準化のためクリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、クリニカルパスの活用を推進する。
 - iii 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果をさわやか患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映する。
 - iv 安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」と「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続し、医療安全に関する問題点の改善を図るとともに各取組の効果の検証を行い、医療安全への質の向上を図る。

また、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、各労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修会を年2回以上実施するとともに医療安全推進週間に参加する。

なお、医療の安全性及び透明性の向上のため、労災病院における医療事故・インシデント事例のデータを公表する。

さらに、医療安全管理者の質の向上を図るため、「労災病院医療安全管理者の業務指針」の策定に着手する。

⑤ 行政機関等への貢献

ア 労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国の設置する委員会への参加、情報提供等により行政機関に協力する。

また、石綿（アスベスト）関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、アスベストを原因とする中皮腫、肺がんの鑑別診断の根拠となるアスベスト小体の計測検査について、労働局及び独立行政法人環境再生保全機構等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

イ 労災認定に係る意見書等を適切かつ迅速に作成するため、複数の診療科にわたる事案については院内の連携を密にする。また、意見書等を作成できる医師の育成に努める。

(2) 医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営

① 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。

また、職業リハビリテーションセンターとの効果的かつ効率的な業務運営をする上で、情報交換・症例検討の場においてさらなる連携を図る。

② 対象患者の職業・社会復帰を支援するため、総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、（せき髄損傷者職業センターとの連携等により、）医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。

3 健康診断施設の運営業務

海外派遣労働者の健康管理の向上を図るため、海外勤務健康管理センターにおいて次のような取組を行う。

(1) センター利用者の確保等

① 海外巡回健康相談等により蓄積された海外勤務者の健康管理に対する情報を分析しその発信基地としての役割を果たすため、これまでに蓄積した情報・知見等を整理しつつ、効果的な広報活動を行い、センター利用者を1万3千1百人以上確保する。

また、海外勤務者の健康管理担当者に対する支援サービスとして、これまでに蓄積した海外医療に関する知見をもとに研修用マニュアル・テキストを作成し産業医、衛生管理者、産業保健担当者等に対する講演会・研修会等を開催する。

これら海外勤務者及び企業の健康管理担当者に対する支援を行うことで、

利用者満足度調査にて、海外派遣労働者の健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。

- ② 平成19年度から新規に始めた「海外勤務者の感染症対策及び疾病構造に関する研究」、「海外勤務者のメンタルヘルスに関する調査研究」、「海外勤務者における心血管病危険因子に関する調査研究」、「海外勤務者の生活習慣病に関する調査研究」について調査研究を継続すると共に、これまでに蓄積された研究データを機構内外の研究者・研究機関に提供するための企業の海外勤務者向け健康管理対策に関する成果物を作成する。

ホームページアクセス件数を3万5千件以上得る。

(2) 海外巡回健康相談

海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援サービスを図るため、次のような取組を行う。

- ① 医療面の不安の大きい地域で、邦人労働者が一定数以上在留している地域を対象に、現地日本人会等から情報を調査分析し、必要な国、都市において海外巡回健康相談を実施し、海外巡回健康相談時に実施する満足度調査にて有用であった旨の評価を80%以上得る。

4 産業保健関係者に対して研修及び相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運營業務

労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与することを基本方針とした産業保健関係者に対する支援を行うため、産業保健推進センターにおいては次のような取組を行う。

(1) 産業保健関係者に対する研修又は相談の実施

産業保健関係者に対し、延べ2千7百回以上の質の高い研修を実施することを最低限の目標とし、各地域のニーズに応じてこれを上回るよう積極的に実施するとともに、産業保健関係者からの相談を1万件以上確保する。また、利用者満足度調査を実施し、研修又は相談の利用者から産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保するとともに、メンタルヘルス、アスベスト問題への対応等、現下の産業保健情勢等を踏まえ、ニーズに応じた研修及び相談を実施する。

勤労者からの産業保健に係る相談に適切に対応するとともに、その内容に応じ近隣の勤労者予防医療センター等を紹介する。さらに、産業保健関係者への研修等において、労働者の理解を促進するための教材等を提供する。

- ① 産業医等の産業保健関係者に対する研修内容の質の維持・向上を図るため、研修内容等の改善を図る仕組み（計画－実施－評価－改善を継続的に実施する仕組み）を継続的に運用する。

また、産業保健スタッフが職場で直面する様々な問題について、迅速かつ

適切に対応する実践的な能力の向上を図るため、事例検討、現場実習等の実践的な研修の拡大を図るとともに、改正労働安全衛生法の施行を踏まえた長時間労働者に対する面接指導等の過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策に関する研修を行う。産業医等産業保健関係者に対し石綿関連疾患診断技術研修を活用してアスベストによる健康被害に係る正しい理解と対応を取るための研修、働く女性の母性健康管理に関する研修を実施する。

さらに、利便性の向上の観点から、インターネット等多様な媒体を用いた研修案内、研修の申込受付を充実する。

- ② 産業保健関係者からの相談の質を確保するため、産業医学、労働衛生工学、メンタルヘルス等、多様な分野の専門家を確保し、専門的見地からの相談に的確に対応する。

特にメンタルヘルスの相談ニーズに対応するため、産業保健に造詣の深い精神科医等の相談員を拡充するとともに、過重労働による健康障害の増加に対応するため、脳・心臓疾患等に関する分野の専門家を選任するなど、人的資源の拡充に引き続き努める。

また、利便性の向上を図るため、ホームページへ掲載する頻出の相談を充実するとともに、ホームページ、電子メール、FAX等多様な媒体による相談の受付を継続して行うことにより、利用者の拡大と、迅速な相談対応を図る。

(2) 産業保健に関する情報の提供その他の援助

産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るため次のような取組を行うとともに、地域の産業保健活動の促進を図る。

- ① 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報を提供するとともに、提供する情報の質の向上を図るため産業保健相談員会議において検討を行う。ホームページについては時宜に応じた情報を提供するとともに、リンク集等において他の産業保健機関のホームページを解説し、それらの更新情報を提供する等により、産業保健関係者のポータルサイトとする。これらによりホームページのアクセス件数については100万件以上得る。

また、ビデオ・図書リストの隣接センター間での共有化、ホームページ上での公開等、貸出サービスの向上により貸出件数の増加を図るとともに、利用者に最新の産業保健情報等を提供するため、全センターから利用者に対してメールマガジンを配信する。

- ② 各産業保健推進センターにおいて、地域産業保健センター運営協議会に出席し、地域センターの具体的な支援ニーズを把握した上で、必要な支援を行う。

また、地域産業保健センターのコーディネーターに対し、東京、大阪で新任研修を行うとともに、各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上研修及びコーディネーター間の情報交換を目的としたコーディネーター交流会を開催する。

事業主に対しては、産業保健活動の重要性について理解増進するため、ホームページ、情報誌による広報啓発を促進するとともに、法令改正、制度改正など産業保健のトピックス等に関する事業主セミナーを開催する。

5 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務

改定された小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の円滑な運営を図るとともに、助成金の効果的・効率的な支給等のため、次のような取組を行う。

(1) 業績評価を踏まえた支給業務の見直し及び透明性の確保

助成金の効果的・効率的支給を行うため、業務についての業績評価を行って業務運営に反映させるとともに、業績評価委員会産業保健部会の評価を公表する。

また、助成金については、助成の効果等についての定量的な測定やアンケート調査を実施し、その結果等の分析を行う。

さらに、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金については、都道府県労働局と連携し、助成金利用事業場に対する助成終了後の産業医活用率の継続率向上に向けた取組を行う。

(2) 助成金に関する周知

改定された小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、都道府県労働局と合同で事業場に対する説明会を開催するなどにより、制度の内容及び趣旨についての周知を図るとともに、利用事業場の開拓を行う。

また、中小企業団体、商工会議所等の会員事業場に対し、ポスター、パンフレット等を配布して周知活動を行い、これら団体の機関誌等への助成金に関する記事の掲載を依頼するとともに、事業主セミナー等を活用して積極的に利用勧奨を行う。

さらに、労働基準監督署、地域産業保健センターに対して助成金の周知について協力の依頼を行うとともに、周知活動の効果を把握するため、ホームページのアクセス件数の調査や情報誌の読者アンケートを実施する。

(3) 手続の迅速化

改定された小規模事業場産業保健活動支援促進助成金について、都道府県労働局との合同による事前説明会の開催、申請のあった事業場への産業医選任のための支援及び年度末に集中することとなる助成金の支給事務を円滑に行う。

事務処理用コンピュータシステム及び支給業務マニュアルによる事務処理、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の継続事業場（２年目・３年目）における事務処理等の負担軽減を図るための支給申請様式のプレプリント化を引き続き実施し、不正受給の防止に配慮しつつ審査業務等の効率化を図ることにより、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の申請書の受付締切日から支給日までの期間について、さらなる短縮を図る。

また、不正受給防止を図るため、会議等で支給業務マニュアルに基づく書類審査の徹底を指示するとともに、実態調査を実施する。

なお、不正受給が発生した場合は、速やかに公表する。

6 未払賃金の立替払業務

(1) 立替払の迅速化

平成19年度に引き続き、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間を「平均30日以内」から更に短縮するため、次の措置を講ずる。

- ① 原則週1回の立替払を堅持する。
- ② 審査マニュアル及び疑義事例集の内容を充実させ、新任職員研修や疑義事例検討会を開催して、審査業務の標準化を徹底する。
- ③ 請求者、管財人等への情報提供がワンストップで完結するよう、ホームページの内容の一層の充実を図る。

また、立替払制度のパンフレットについて、不備事案の一層の減少やホームページと連動した活用を図る等の観点から、抜本的に見直す。

④ 未払賃金立替払システムの更新の検討

平成12年度以来更新を行っていない未払賃金立替払システムについて、現行システムの現状や問題点を整理し、効果的・効率的なシステムのあり方やその実現方策等について検討する。

(2) 立替払金の求償

賃金債権の回収を図るため、立替払の求償について次のような取組を行う。

- ① 事業主等への求償等周知
事業主等に対し、立替払制度の趣旨や求償権の行使に関して、ホームページやパンフレットによりさらなる周知徹底を図る。
- ② 清算型における確実な債権保全
破産事案等弁済が配当等によるものについては、裁判手続への迅速かつ確実な参加を行うとともに、インターネット等により清算・配当情報を的確に収集する。
- ③ 再建型における弁済の履行督促
民事再生等の再建型の事案については、再生債務者等に対して債務承認書

・弁済計画書の提出督促や、弁済督促・実地督促を行う。

④ 事実上の倒産の適時適切な求償

事実上の倒産の事案（認定事案）については、個々の債権の回収可能性や費用効率も勘案しつつ、事業主に対する適時適切な債務承認書等の提出督促、弁済の履行督促、現地調査を行う。

また、必要な場合には、対象となる債権の的確な確認を行った後、差押え等を行う。

7 リハビリテーション施設の運營業務

- (1) 入所者の自立能力の早期確立を図るため、在所者個々人の障害特性、希望に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的（3か月に1回程度）なカウンセリングの実施等の支援を行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。
- (2) 都道府県労働局や障害者職業センター等との連携による就職情報の提供、障害者合同就職面接会等への参加奨励、個別企業に対する求人開拓等により、早期の就職を支援するとともに、社会福祉関係機関、地方自治体等と連携し自宅等への社会復帰を支援する。
- (3) 平成21年度以降70歳以上の者は在所できないことを踏まえ、平成20年度末に70歳以上である在所者について、関係機関との連携を図りつつ、希望に沿った退所先の確保に努める。

8 納骨堂の運營業務

産業殉職者合祀慰霊式を挙げるほか、遺族への納骨等に関する相談、植栽による環境美化、環境整備・保全に取り組む。

また、慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から慰霊の場面にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに、調査の結果を業務の改善に反映する。

第3 予算、収支計画及び資金計画

1 中期目標中「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定めた効率化目標及び次の事項を踏まえた予算、収支計画及び資金計画を作成する。

- (1) 労災病院については、新入院患者の確保、平均在院日数の短縮、新たな施設基準の取得等による収入の確保、診療報酬の動向等に対応した人件費の縮減、労災病院間の共同購入、後発医薬品の採用等による物品調達コストの縮減、高度・専門的医療水準を維持しつつ稼働率の高い機器を優先整備すること等により収支相償（損益均衡）を達成する。

なお、こうした経営改善の努力にもかかわらず、平成20年度に実施され

る診療報酬改定を含む医療制度改革等の影響がある場合にあっても、収支相償(損益均衡)の達成を目指し、徹底した収支改善の取組を推進する。

- (2) 労働安全衛生融資については、貸付債権の適切な管理・回収を行うことにより、財政投融资への当年度償還計画を確実に実行する。

また、正常債権の弁済計画に基づいた年度回収目標額493百万円を回収する。

- 2 予算
別紙1のとおり
- 3 収支計画
別紙2のとおり
- 4 資金計画
別紙3のとおり

第4 短期借入金の限度額

- 1 限度額
3,926百万円
- 2 想定される理由
運営費交付金の受入れの遅延による資金不足等

第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

第6 剰余金の使途

労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務の充実に充当する。

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 人事に関する計画

(1) 方針

① 環境の変化等に応じた弾力的な組織運営を進める観点から、人材の有効活用と職員の能力向上を目的として創設した労災病院を中心とした施設間の人事交流を推進するための制度の積極的活用と今後一層の定着化を図るため、引き続き職員へのPRや動機付けに取組み、職員の活性化を図る。

② 優秀な人材を幅広く確保するため、引き続き、本部と施設の協同により地域毎に学校訪問や採用説明会等を実施するとともに、就職情報サイトの活用についても検討する。

(2) 人員に係る計画

運営費交付金を充当して行う事業に係る常勤職員数については、「年度別削減計画」に基づき△25人を削減し、720人以内とする。

2 施設・整備に関する計画

(1) 労災病院に係る計画

勤労者医療の中核的役割を効果的かつ効率的に担うため、労災病院の老朽化等を勘案して、施設整備費補助金により次の病院の施設整備を行う。

① 病院名

浜松労災病院、和歌山労災病院、九州労災病院

② 予定額

総額 8,339百万円

(2) 労災病院以外の施設に係る計画

労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を行う。

予定額 493百万円

(3) 建物の機能向上及び長寿命化に係る計画

引き続き、「施設別保全台帳」を基に、各施設の改修投資の平準化を図る。

また、本部から各労災病院に対して、各労災病院が作成した「中長期保全計画」の指導・支援を継続的に行うとともに、昨年度「施設別保全台帳」を作成し、配布を行った労災病院以外の施設に対しても、同様に「施設別保全台帳」を基に指導・支援を行う。

年度計画予算

平成20事業年度

(労働者健康福祉機構)

(単位：百万円)

区 別	金 額
収 入	307,042
運営費交付金	10,666
施設整備費補助金	8,832
その他の国庫補助金	16,340
民間借入金	5,214
求償権回収金	4,847
貸付金利息	93
貸付回収金	637
業務収入	257,823
受託収入	0
業務外収入	2,589
支 出	303,915
業務経費	268,502
本部業務関係経費	1,226
病院業務関係経費	238,567
施設業務関係経費	7,623
賃金援護業務関係経費	20,956
産業保健業務関係経費	131
施設整備費	8,832
受託経費	0
借入金償還	5,902
支払利息	118
一般管理費	20,561
物件費	7,667
人件費	11,456
退職手当	1,437

(注釈) 金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

[人件費の見積もり]

20年度102,774百万円を支出する。

収 支 計 画

平成 2 0 事 業 年 度

(労働者健康福祉機構)

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	2 8 7, 7 6 3
經常費用	2 8 7, 4 5 6
医療事業費	2 6 7, 5 6 3
未払貸金立替払業務費用	1 5, 8 6 3
一般管理費	3, 7 4 7
財務費用	2 8 3
臨時損失	3 0 7
収益の部	2 8 9, 3 2 4
經常収益	2 8 9, 3 0 4
医療事業収入	2 5 7, 6 0 0
運営費交付金収益	1 1, 9 3 8
施設費収益	6 3 9
補助金等収益	1 6, 0 3 2
寄付金収益	4
財務収益	4 2 9
その他の収入	2, 6 6 3
臨時利益	2 0
純利益	1, 5 6 1
目的積立金取崩額	0
総利益	1, 5 6 1

(注釈 1) 診療報酬改定影響額については見込んでいない。

(注釈 2) 金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

資 金 計 画

平成 2 0 事 業 年 度

(労働者健康福祉機構)

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	373,233
業務活動による支出	280,445
投資活動による支出	18,013
財務活動による支出	9,456
次年度への繰越金	65,319
資金収入	373,233
業務活動による収入	293,781
業務収入	262,269
運営費交付金による収入	10,666
国庫補助金による収入	16,340
未収財源措置予定額収入	72
その他の国庫補助金収入	16,268
その他の収入	4,506
投資活動による収入	13,632
施設整備費補助金による収入	8,832
その他の収入	4,800
財務活動による収入	5,214
前年度よりの繰越金	60,605

(注釈1) 診療報酬改定影響額については見込んでいない。

(注釈2) 未収財源措置予定額収入については、職場環境改善等資金貸付金の貸倒償却に充てるため、未収財源措置予定額のうち、本中期目標期間に労働安全衛生融資資金利子補給等補助金をもって償却に必要な額を財源措置される計画の収入である。

なお、本中期目標期間に措置されなかったものについては、償却時期に応じ本中期目標期間以降に必要な額を財源措置されるものである。

(注釈3) 金額欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。